

<おしながき>

- 【1】トピック・各種有益情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】トピック・各種有益情報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

◆トピック◆

厚生労働省が、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を開設しました。

トラック運転者の長時間労働の現状や、その改善に向けた取組、施策などを、広く国民、荷主企業、トラック運送事業者の皆さまに向けてお知らせするためのサイトです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06452.html

「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定されました。

今年度の基本方針では、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、中小企業・小規模事業者向け契約目標は、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として55.1%、創業10年未満の新規中小企業者向け契約目標は、平成27年度以降の実績を踏まえ3%と設定されました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190910001/20190910001.html>

「令和元年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」が閣議決定されました。

国等の研究開発予算における中小企業・小規模事業者等向け支出目標額は、過去最高であった昨年度と同額の 460 億円となりました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/09/20190910002/20190910002.html>

厚生労働省が、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を公表しました。

29,097 事業場のうち 20,244 事業場（全体の 69.6%）で労働基準関係法令違反がありました。

主な違反内容は次のとおりです。

①違法な時間外労働があったもの：11,766 事業場（40.4%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの： 7,857 事業場（66.8%）

うち、月 100 時間を超えるもの： 5,210 事業場（44.3%）

うち、月 150 時間を超えるもの： 1,158 事業場（9.8%）

うち、月 200 時間を超えるもの： 219 事業場（1.9%）

②賃金不払残業があったもの：1,874 事業場（6.4%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：3,510 事業場（12.1%）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06801.html

◆行政処分等情報◆

北海道労働局が、労働者派遣法に基づき事業停止命令及び改善命令を行いました。

厚生労働大臣の許可を受けずに労働者派遣事業を行っている A 社から、在籍出向と称して労働者派遣を受け入れ、また、当該労働者らを B 社に供給し、職業安定法において禁止されている労働者供給事業を行ったが処分理由です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06512.html

農林水産省が、奈良県中央卸売市場の卸売業者に対し、卸売市場法に基づく業務改善措置命令を発出しました。

取扱高の嵩増しを目的とした架空の売買、仲卸業者等との不正な貸し借り処理、営業担当者が不正取引による現金受領が問題となった事案です。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/orosi/190906.html>

金融庁が、

- ① 会社の役員による重要事実に係る推奨行為に対する課徴金納付命令を発しました。

会社の重要事実の公表がされる前に、利益を得させる目的で会社の株式の買付けをすることを勧めた事案です。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/shouken/20190905.html>

- ② 契約締結者の役員から伝達を受けた者による内部者取引に対して課徴金納付命令を発しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20190920-2.html>

証券取引等監視委員会が、

- ① 社員による内部者取引に対して課徴金納付命令を発するよう勧告しました。

社員が会社が他社との業務提携を行うこと及び会社の株式を引き受ける者の募集を行うことを知りながら、その公表前に会社の株を買付けた事案です。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20190906-1.htm

- ② 見込顧客に対してメールを配信して投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた会社に対し、銘柄分析・選定者及び助言実績に関する虚偽告知、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況について、登録取消及び業務改善命令を発するよう勧告を行いました。

<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp033000118.html>

消費者庁が、株式会社トラストに対し、同社が供給する「ヴィーナスカープ」と称する下着及び「ヴィーナスイワーク」と称する下着に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認）が認められたことから、措置命令を発しました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016440/>

公正取引委員会が、

- ① 学生服の販売に関して株式会社大丸松坂屋百貨店及び株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツに立ち入り検査を行いました。

https://www.j-front-retailing.com/_data/news/190918_disclose.pdf

- ② 消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買ったとき）違反があった2社に対し、勧告を行いました。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190924kankoku.html>

- ③ 下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)違反があった会社に対し、勧告を行いました。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190927_lxilviva.html

④ 下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）違反があった会社に対し、勧告を行いました。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190927_chubu.html

⑤ 特定アルミ缶及び特定スチール缶の製造販売業者らに対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反に基づき排除措置命令、課徴金納付命令等を行いました。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/sep/190926inryokan.html>

◆裁判情報◆

最二小判（山本庸幸裁判長）が、令和元年9月6日、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付を行った後期高齢者医療広域連合は、当該給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求権に係る債務について、当該給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払を求めると判示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=88903

最一小判（深山卓也裁判長）が、令和元年9月19日、債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないと判示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=88922

知財高裁（高部眞規子裁判長）が、令和元年9月18日、特許権について専用実施権を設定する旨の契約において、実施権者が発明を実施する義務を負う旨の黙示の合意があるものと認定した上、判示の事実関係の下においては、実施義務の違反は認められないと判断しました。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5229

知財高裁（高部眞規子裁判長）、令和元年9月18日、発明の名称を「手袋に対するテクスチャード加工表面被覆および製造方法」とする特許について、本件明細書の発明の詳細な説明には、用いられる材料の意義（使用目的）、材料名、調合方法又は入手方法等や、発明の方法に係る具体的手法が実施例を交えて詳細に記載され、また、その具体的な実施の形態の記載もあることからすれば、当業者において、発明の詳細な説明の記載内容及び出願時の技術常識に基づき、その製造方法を使用し、かつ、その製造方法により生産した手袋を使用することができる程度の記載があるということができ、使用のために当業者に試行錯誤を要するものともいえないなどとして、実施可能要件を充足すると判断しました。

http://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5228

◆企業情報◆

セブン&アイ・ホールディングスが、消費者庁の内部通報制度認証に登録しました。消費者庁の内部通報制度認証とは、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の運用・整備に関する民間事業者向けガイドライン」に適合している場合に WCMS 認証マークの使用を許諾される制度です。

<https://www.7andi.com/company/news/release/20190902.html>

パナソニック株式会社が、経営の役割と責任の明確化のため、執行役員をスリム化するとともに事業執行層を設け、経営の役割と責任を明確化を企図した人事異動を行いました。

<https://news.panasonic.com/jp/press/data/2019/08/jn190830-11/jn190830-11-1.pdf>

◆官公庁等情報◆

経産省が、昨今のコード決済サービスにおける不正利用事案の発生を受け、コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定の事例集を公表しました。

- ・コード決済事業者が責任を負わないとする事例
- ・コード決済事業者が条件付で責任を負う事例
- ・決済取消権限のみを定める事例
- ・賠償額の上限を定める事例
- ・補償制度を設ける事例

が紹介されています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190830011/20190830011.html>

<https://www.paymentsjapan.or.jp/news/20190830-user-compensation/>

厚労省において、「第 1 回 今後の若年者雇用に関する研究会」の資料が公表されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06790.html

宇宙活動法に関連し、「人工衛星等の打上げに係る許可」、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」、「打上げ施設の適合認定」、「人工衛星の管理に係る許可」及び「損害賠償担保措置の承認等」に関する申請の受付が始まっています。

https://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html

中小企業庁が、「中小企業再生支援スキーム」を改訂しました。

改訂の主なポイントは以下のとおりです。

- ① 「経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の特例」の拡充及び延長

② 「事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例」の終了

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2019/190925saisei.htm>

【2】セミナー案内

① 知財セミナー「知財契約における問題と対応実務」

日時：11月14日 16:00～18:00

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

今回の「知財セミナー」では、著作権の基本、企業活動・インターネット上の著作権の問題、著作権契約のポイント、知財契約の基本、知財契約で規定すべき事項、知財契約の各種事例をご紹介します。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-8/>

② 労働問題勉強会「重要判例研究 2019」

日時：11月20日 16:00～18:00

講師：弁護士 野崎隆史

今回の「労働問題勉強会」では、労務上問題となりやすい「重要判例」の総まとめをテーマに、企業側や土業の立場から注意すべき共有させていただきます。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-6/>

③ 宿泊業者が抱える三大トラブル対応セミナー

日時：11月28日 16:00～18:30

講師：弁護士 野崎隆史、弁護士・弁理士 拾井美香、弁護士 伊山正和

クレーム対応、債権回収、外国人雇用クレームといった宿泊業・ホテル業を取り巻く3つの大きな課題への対応策について、それぞれに精通した弁護士から傾向と対策をご紹介します。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-accommodation-business/>

添付のPDFもご覧ください。

④ 事業承継・相続対策徹底攻略セミナー

日時：12月5日 14:30～17:00

講師：弁護士・弁理士 拾井美香、税理士 広瀬豊耀、アロマセラピスト 高木理々

「相続対策」「納税猶予」「認知症予防」という3つのテーマにつき、弁護士および税理士、アロマセラピストが健全な事業活動を推進するうえで重要な取り組みを解説させていただきます。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-souzoku/>

添付の PDF もご覧ください。

⑤ 2020 年 4 月施行パワハラ防止法 ～パワハラ防止法施行に伴う具体的対応策と人財定着のポイント～

日時：1 月 23 日（木）16 時～18 時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

2020 年 4 月施行予定に備え、法改正に備える対応策を解説させていただきます。

中小企業においても対策が待ったなしの状況となりますので、この機会に是非ご対応ください。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-power-harassment/>

添付の PDF もご覧ください。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.5 を発行しました。

- ・パワハラ防止義務
- ・誰のための養育費
- ・終活における遺言書の作成（第 3 回）
- ・自転車事故の特徴と注意点（後編）

<http://kyotosogo-law.com/newsletter-2/>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2019 年 10 月号、いかがでしたでしょうか？

10 月 17 日に開催したセミナー「著作権研修」（講師：弁護士・弁理士 拾井美香）も多くの方々にお越しいただき、誠にありがとうございました。

著作権は正しく理解しておかないと、知らず知らずのうちに侵害している事例が多数見受

けられます。

その引用、本当に大丈夫でしょうか。

転ばぬ先の杖として、ぜひ法律相談をご利用ください。

さて、10月のこの時期はいつものコメントから。

「今年もドラフトに指名されなかった。社会人に進んで切磋琢磨します。」

そろそろ誰も反応してくれなくなりました。それでも、いつまでも言い続けたいと思います。

さて、いつもは先に F-1 ですが、今回は奇跡のラストスパートを見せた阪神から。

最後の執念には拍手せざるを得ません。竜虎連合という声も聞こえますが、素晴らしい連合でした。

クライマックスでも藤川球児から感動をもらいました。

特に10月11日の8回9回、巨人打線の1番から6番をパーフェクトで抑えた姿には震えました。

9回なんて坂本、丸、岡本ですよ。誰が抑えられますか？

そして、ドラフトも華やかでしたね。

夢と希望が大切だと思います。

感動といえば、やっぱりラグビーですね。

前回からのニワカとしては、ここまでの快進撃は全く予想できていませんでした。

特に直前の南アフリカとのテストマッチを思うと・・・

前回のスコットランド戦を見る限り、かなり厳しい戦いになると思っていましたが、真価が存分に発揮された素晴らしい試合でした。

この熱量が持続しますように。

レッドブルは厳しい戦いが続いています。まるで9月までの阪神のようです。

しかし、これがメルセデスやフェラーリとの真の実力差なのでしょう。

鈴鹿では残念なレースでしたが、ルクレールのハードなドライビングもかつてのフェルスタッペンと同じ。

今は臥薪嘗胆です。メキシコで勝ちましょう！（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡くだ

さい。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>